



京都府公報

号外 第34号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

発行所 京都府

政策法務課

電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入

印刷所 中西印刷株式会社

電話 (075) 441-3155

目次

条 例	ページ
○京都府監査委員条例等の一部を改正する 条例 管理課、医療課、公営企業経営課、監査委員事務局	(人事課、環境 3)
○京都府防災会議条例の一部を改正する条 例 ○京都府府税条例の一部を改正する条例 ○住民基本台帳法施行条例の一部を改正す る条例 (災害対策課) (税務課) (地域福祉推進課、家庭・青少年支援課、医療課)	〃 〃 〃 〃
○京都府豊かな森を育てる府民税条例及び 京都府豊かな森を育てる基金条例の一部 を改正する条例 (林業振興課)	4
	規 則
○住民基本台帳法施行細則の一部を改正す る規則 (地域福祉推 進課、障害者支援課、家庭・青少年支援課、医療課)	〃

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府監査委員条例等の一部を改正する条例（京都府条例第31号）（人事課、環境管理課、医療課、公営企業経営課、監査委員事務局）

1 改正の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

次に掲げる条例について、地方自治法及び地方自治法施行令の条ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。

- (1) 京都府監査委員条例（昭和39年京都府条例第43号）
- (2) 京都府公営企業の設置等に関する条例（昭和41年京都府条例第43号）
- (3) 京都府病院事業の設置等に関する条例（昭和42年京都府条例第8号）
- (4) 公害紛争の処理にかかる参考人および鑑定人の費用弁償等に関する条例（昭和45年京都府条例第30号）
- (5) 京都府知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年京都府条例第1号）

3 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

◇京都府防災会議条例の一部を改正する条例（京都府条例第32号）（災害対策課）

1 改正の理由

指定地方行政機関に管区行政評価局が追加されたこと等に伴い、京都府防災会議の委員の総数の上限を改めることが必要になったため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 委員の総数の上限を定める規定を、知事が指名し、又は任命することができる委員の総数の上限を定める規定に改めることとした。（第2条関係）

(2) その他所要の規定整備を行うこととした。

3 施行期日

令和7年10月22日

◇京都府府税条例の一部を改正する条例（京都府条例第33号）（税務課）

1 改正の理由

法人府民税及び法人事業税の税率の特例措置について実施期間を延長するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 法人府民税に関する事項

法人税割に係る超過課税について、実施期間を令和13年3月31日まで5年間延長することとした。（附則第12条関係）

(2) 法人事業税に関する事項

法人事業税に係る超過課税について、実施期間を令和12年12月31日まで5年間延長することとした。（附則第12条の2の2関係）

3 施行期日

令和7年10月22日

◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（京都府条例第34号）（地域福祉推進課、家庭・青少年支援課、医療課）

1 改正の理由

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令（平成14年総務省令第13号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報等の提供を受けることができる事務から、府の債務者に対する徴収等に関する事務を削除することとした。（別表第1関係）

3 施行期日

令和7年10月22日

◇京都府豊かな森を育てる府民税条例及び京都府豊かな森を育てる基金条例の一部を改正する条例（京都府条例第35号）（林業振興課）

1 改正の理由

令和7年度末をもって個人の府民税均等割の税率の特例期間が満了する豊かな森を育てる府民税に係る当該特例期間を延長するとともに、京都府豊かな森を育てる基金条例（平成27年京都府条例第59号）の有効期間を延長するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 京都府豊かな森を育てる府民税条例（平成27年京都府条例第58号）の一部改正

ア 個人の府民税均等割の税率の特例期間を令和12年度まで5年間延長することとした。（第1条（第3条）関係）

イ その他所要の規定整備を行うこととした。（第1条（第2条、第3条）関係）

(2) 京都府豊かな森を育てる基金条例の一部改正

条例の有効期間を令和14年5月31日まで5年間延長することとした。（第2条（附則第2項）関係）

3 施行期日

令和7年10月22日

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 京都府監査委員条例等の一部を改正する条例
- 京都府防災会議条例の一部を改正する条例
- 京都府府税条例の一部を改正する条例
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 京都府豊かな森を育てる府民税条例及び京都府豊かな森を育てる基金条例の一部を改正する条例

令和7年10月22日

京都府知事 西脇 隆俊

京都府条例第31号

京都府監査委員条例等の一部を改正する条例

(京都府監査委員条例の一部改正)

第1条 京都府監査委員条例（昭和39年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(京都府公営企業の設置等に関する条例及び京都府病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 京都府公営企業の設置等に関する条例（昭和41年京都府条例第43号）第7条
- (2) 京都府病院事業の設置等に関する条例（昭和42年京都府条例第8号）第4条

(公害紛争の処理にかかる参考人および鑑定人の費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 公害紛争の処理にかかる参考人および鑑定人の費用弁償等に関する条例（昭和45年京都府条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第173条の6」を「第173条の7」に改める。

(京都府知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 京都府知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年京都府条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

第2条第1号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条の4第1項第2号」を「第173条の5第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

京都府条例第32号

京都府防災会議条例の一部を改正する条例

京都府防災会議条例（昭和37年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「基づき」を「より」に、「および」を「及び」に改める。

第2条第1項中「の定数は、65人」を「(以下「委員」という。)のうち、知事が指名し、又は任命する委員の総数は、50人」に改め、同条第2項中「法第15条第5項第6号から第8号までの規定による」を「知事が任命する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第33号

京都府府税条例の一部を改正する条例

京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第1項中「以後5年以内」を「から令和13年3月31日までの間」に改める。

附則第12条の2の2第1項中「令和7年12月31日」を「令和12年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第34号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年京都府条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項から3の項までを削り、4の項を1の項とし、5の項を削り、6の項を2の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第35号

京都府豊かな森を育てる府民税条例及び京都府豊かな森を育てる基金条例の一部を改正する条例

(京都府豊かな森を育てる府民税条例の一部改正)

第1条 京都府豊かな森を育てる府民税条例（平成27年京都府条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この条例」を「次条」に、「基づき」を「より」に改め、「附則第11条の5」を削る。

第3条中「令和7年度」を「令和12年度」に改め、「府税条例」の右に「の特例として、府税条例第31条及び」を加え、「同条に定める」を「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき」に改める。

(京都府豊かな森を育てる基金条例の一部改正)

第2条 京都府豊かな森を育てる基金条例（平成27年京都府条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和9年5月31日」を「令和14年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月22日

京都府知事 西脇 隆俊

京都府規則第71号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項から3の項までを削り、同表の4の項中「別表第1の4の項」を「別表第1の1の項」に改め、同表中同項を1の項とし、5の項を削り、同表の6の項中「別表第1の6の項」を「別表第1の2の項」に改め、同表中同項を2の項とする。

別表第2の3の項の(1)中「生活保護法」の右に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同項中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)を削り、同表の5の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の右に「（昭和39年法律第129号）」を加え、同表の7の項の右欄を次のように改める。

扶養共済条例第8条の規定による掛金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附 則

この規則は、公布の日から施行する。